

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」に係る申告フォームの設置について

令和7年12月18日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（令和6年法律第58号。以下「本法」といいます。）の全面施行（令和7年12月18日）に向けて、本法に関する相談窓口の設置や周知・広報活動などの取組を進めてきました。

今般、本法の全面施行に際し、本法の規定に違反している疑いのある事実に関する情報を収集・把握し、迅速に対応するため、以下のとおり、公正取引委員会のホームページ上に、申告フォームを設置いたしました。

同法の規定に違反していると思われる事実に関する情報をお持ちの皆様からの申告を広くお待ちしております。

申告に際しては、調査業務を効率的に行うために、可能な限り、電話ではなく申告フォームを御利用いただきますよう御協力をお願いいたします。

公正取引委員会は、引き続き、本法の更なる普及啓発を行うとともに、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについて、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションを活性化し、消費者が多様なサービスを選択し、その恩恵を享受できるよう、本法の迅速かつ実効的な運用を行ってまいります。

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」に係る申告フォーム

<https://www.jftc.go.jp/sumaho/madoguchi/shinkoku.html>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）付

電話 03-3581-5773（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>